

第1回 橋本市子ども・子育て会議
議事録

開催日時	平成25年9月27日(金) 午後6時30分～午後8時30分
開催場所	教育文化会館4階 第5展示室
出席者 (委員)	上杉委員、坂本委員、佐々木委員、新谷委員、菅原委員 西山委員、船井委員、船木委員、古井委員、前迫委員 枅谷委員、松井委員、武藤委員、村本委員、守安委員
欠席者	なし
事務局	教育委員会 吉田教育総務課長 今田学校教育課長 伊藤社会教育課長 健康福祉部 小原こども課長 井上こども課長補佐 木下子育て係長 岡保育係長 堀畑幼保一元化整備室長補佐 上西子育て係主任 森田保育係主査
議題	(1) 子ども・子育て支援制度について (2) 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査について (3) その他
資料	(事前配付資料) 平成25年度第1回橋本市子ども・子育て会議次第 資料1 橋本市子ども・子育て会議条例 資料2 橋本市子ども・子育て会議委員名簿 資料3 『子ども・子育て支援制度』について 資料4 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査(案) (就学前児童用) 資料5 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査(案) (小学生用) 資料6 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定業務スケジュール(案) (当日配付資料) ニーズ調査設問項目一覧(就学前児童用) ニーズ調査設問項目一覧(小学生用) 参考資料 幼稚園・保育園別園児数および年度推移表 参考資料 地域子ども・子育て支援事業の概要 橋本市次世代育成支援地域対策行動計画『子ども・子育てのびのび夢プラン』 橋本市子育てガイド『子育てのびのび』

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>開会</p> <p>こんばんは。皆様におかれましては、お忙しいなか、夜分にもかかわりませずご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>最初に、傍聴に関してですが、当会議条例には特段の定めはありませんが、当会議の状況を市民の皆さんに明らかにし、会議運営の透明性向上のため、本日の会議を公開とさせていただきますことをご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまより第1回橋本市子ども・子育て会議を開会します。最初に、委嘱状の交付を執り行います。本来ですと、木下市長から、それぞれの委員の皆さんに直接お渡ししなければならないところですが、時間の関係上、委員の皆さまを代表し、上杉尚子さまに委嘱状を交付いたします。また、皆さまの委嘱状については、すでにお手元に配布しておりますので、ご確認願います。それでは市長、よろしく願います。</p>
木下市長	○委嘱状交付
事 務 局	<p>各委員の皆さまにおかれましては、どうぞよろしく願います。なお、橋本市子ども・子育て会議条例第4条の規定により、委員の任期は平成25年9月1日から平成27年8月31日までの2年間となっています。</p> <p>それでは開会にあたり、木下市長からごあいさつ申し上げます。</p>
木下市長	<p>皆さん、こんばんは。お疲れのところ、夜分にご出席いただき大変ありがとうございます。第1回橋本市子ども・子育て会議の開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。</p> <p>皆さんにおかれましては、平素から本市行政に対して、ご高配とご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、橋本市子ども・子育て会議の委員をお願いしましたところ、快くお引き受けいただき、深く感謝申し上げます。</p> <p>昨今の子育てをめぐる現状は、大変厳しいものがあります。結婚、出産への価値観の変化、子育てに対する負担感の増加、また経済的な不安感などは、急速な少子化を進行させているといわれています。こうしたことを背景に、昨年8月、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援法に基づき、国の子ども・子育て会議が本年4月に設置されました。この法律では、子ども・子育て支援に</p>

<p>事務局</p>	<p>関する事項を調査審議する子ども・子育て会議の設置が努力義務として規定されているわけで、本市においても、こうした法の趣旨に基づき、橋本市子ども・子育て会議を設置したところです。</p> <p>この子ども・子育て支援制度は、10パーセントに引き上げられる消費税を恒久財源として、早ければ平成27年度に本格施行されます。消費税の増税分の財源、約0.7兆円を含め約1兆円を投入し、認定こども園、幼稚園、保育所等への給付制度の創設や、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実など、幼児教育、保育、子育て支援の量と質の両面にわたり、支援の充実が図れるわけです。そのための具体的な計画となるものが皆さまにご審議いただく子ども・子育て支援事業計画であります。</p> <p>新制度施行後は、この計画に基づき、各種事業を推進していくことになるわけです。したがって、新制度を運用するにあたり、当会議は重要な役割を果たすものと位置付けています。委員の皆さまには、児童福祉や教育をはじめとしたさまざまなお立場でご審議いただき、ご意見をたまわりたいと思っています。本市の子育ての実情をふまえた、素晴らしい計画が策定できるよう、また、子どもたちが明るい未来を描き、子育て家庭が安心して楽しく子育てできるよう、委員の皆さんのご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。皆さん、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。木下市長については、他の公務がありますので退席させていただきます。市長、どうもありがとうございました。</p> <p>当会議は、先に委員の皆さまにお配りしております橋本市子ども・子育て会議条例に規定しておりますように、子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務を処理するために設置された合議制の機関です。会議の審議事項については、平成26年度に終了する次世代育成支援行動計画に代わる新たな子ども・子育て支援事業計画策定が主なものとなります。</p> <p>なお、この会議の委員である皆さまに名簿を含む会議資料および議事録については、ホームページなどで公開させていただきます。先の、市長のあいさつにもありました通り、新しい支援制度を運用するにあたり、当会議は重要な役割を果たすものと位置付けております。子ども・子育ての支援についての重要な施策に関するご意見をより専門的な立場、より市民に身近な立場からご審査の方、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは続きまして資料の確認をいたします。</p>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務局	<p>○資料確認</p> <p>続きまして委員の皆さまのご紹介に移ります。本日は初めての会議ですので、恐れ入りますが、上杉さまより反時計回りで自己紹介をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
委員	<p>○各委員による自己紹介</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、本日、出席しております事務局の職員を紹介させていただきます。皆さまから見て右手から自己紹介お願ひします。</p>
事務局	<p>○事務局等自己紹介</p>
事務局	<p>ありがとうございます。続きまして、議事録署名委員を指名いたします。上杉委員、坂本委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、橋本市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、会長および副会長の選出を行う必要があります。選出につきましては、委員のなかから互選という規定になってはいますが、どのように取りはからえればよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>事務局一任でお願ひします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。事務局一任ということですので、会長については和歌山大学教育学部で社会福祉がご専門の准教授をされています古井委員に。副会長については、健康福祉部長の枡谷委員にお願ひしたいと思ひます。拍手をもってご承認をお願ひします。</p> <p>拍手</p>
事務局	<p>それでは古井会長にごあいさつをいただき、引き続き議事に入りたいと思ひます。会長、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>このたび事務局からのご依頼ということで、会長を引き受けることになりました古井です。会長という大役を努めるには力不足ではありますが、限られた時間</p>

	<p>内で委員の皆さまの活発な意見交換ができるように議事進行していきたいと思 います。皆様のご協力、よろしく申し上げます。では、座って議事を進行させて いただきます。</p> <p>それでは、本日の議題（１）子ども・子育て支援新制度について、事務局より 説明をお願いします。</p>
事務局	議題（１）子ども・子育て支援制度について説明 資料3
会長	事務局の説明についてご質問はありますか。
委員	施設型給付について、橋本市から各施設へ給付されると思いますが、国からは 特定財源で来るのでしょうか、一般財源で来るのでしょうか。
事務局	私立の園については、国庫補助金などの特定財源となっています。
委員	こども園はどうですか。内閣府から降りてくると思いますが。
事務局	こども園に関しても、私立については特定財源です。ただ、公立については、 現行もそうですが、地方交付税等の一般財源で降りてくると考えています。
会長	ありがとうございます。そのほか、ご質問等ございませんか。
委員	短時間でよくこれだけの説明ができたなと思っています。非常にややこしいの ですが、皆さん、よく勉強されていると思います。認定に関して、1号、2号、 3号とあるのですが、この中に保育の必要性のない0歳、1歳、2歳が抜けてい ると思うのですが、それはどうなるのでしょうか。
会長	0歳から3歳までの子どもたちの保育の必要性の認定に関することについてで すが、必要がないから、ないのでしょうか。
事務局	保育の必要性がないので、1号、2号、3号のどれにも該当しないということ になります。地域型保育給付は受けていただけますが、施設型給付の対象にはな らないということです。
会長	そのほか質問等ありませんか。

委員	<p>委員のおっしゃった通り、内容が盛りだくさんで、どこをどう理解したらいいかわからず、質問がしにくいと思います。今の質疑応答を聞いていて思ったのですが、現在、保育園によっては0歳から預かっている園もありますが、将来的には0歳からは預からなくなるということでしょうか。</p>
事務局	<p>3号認定は、満3歳未満の保育の必要性ありということですので、保護者の方が何らかの施設を利用したいという場合、市の方に申請していただいて、それに基づいて市の方で保育の必要性を認定します。保育の必要性が認められ、施設が空いていればサービスを受けることができます。</p>
委員	<p>施設に空きがない場合は、小規模保育事業にまわるとのことですか。</p>
事務局	<p>今のところ、橋本市には小規模保育事業に該当する施設がありません。そういった施設の設置についても、皆さんにご審議いただく計画の中でも議論の機会があるかと思います。</p>
委員	<p>発達につまづきを持つ子どもたちの保育について、方向性をお持ちですか。幼稚園、保育所も含めて、その問題についてはどのように考えたらいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には今までと同じと考えています。発達につまづきのある子どもに対しては、国から子ども・子育て支援法に基づく基本指針というものが、案の段階ですが出ています。そのなかで、障がい児という言葉を使っていますが、障がい児施策などの充実等というところでいろいろな内容が盛り込まれています。制度上、どういった拡充がなされるか分かりませんが、基本的に今のサービスは継続されると考えています。</p>
委員	<p>主な制度内容の⑥、当事者等の意見の反映ということで、私たちが選ばれたのだと思いますが、主な制度内容②について、学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設とあるのに、橋本市に唯一ある児童福祉施設の学園長がなぜ呼ばれなかったのかということに疑問に思いました。</p> <p>保育という一つにまとめられてしまっていて、0歳から5歳までというイメージで委員の皆さんも認識されていると思いますが、私としては、保育というのは、保育・教育を続けて、義務教育までの間の教育の一環としてとらえるのであれば、小学校も入ってもいいのではないかと思いますので、この会議に参加させていただいたのですが、皆さんの顔を拝見しますと、やはり保育という面に対応さ</p>

	<p>れているようですので、その辺を私はどう考えたらいいか聞かせていただきたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>現場と学校教育の関係についてのご質問だと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>児童福祉施設という大きな施設の単位でまとめているのに、なぜ六地学園の児童養護施設が入らなかったのでしょうか。児童福祉施設というと、保育はもちろん、乳児院などもすべて入るはずなのに、なぜそこを抜かして保育一本にしぼられたのでしょうか。また、学童保育の関係の方も来られているのに、なぜ小学校関係がないのでしょうか。小学校、中学校区という言葉も出てきたのに、学校関係がないのかということが不思議です。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>六地学園については、3ページの全体像を見ていただければ分かりますように、新制度の対象施設として入っていないため、メンバーとして入れませんでした。学校に関しては、小学生がサービスの対象となるものについては、13事業内でメインとなるのが学童保育、放課後児童クラブとなるため、そちらの代表の方には入っていただいております。学校関係でいうと、教育委員会の教育次長が入っていますので、そういったかたちで対応したいと考えています。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうしたら、実情を聞くために、公募委員が私たち二人選ばれたのですよね。実情を反映させて制度を変えていくという理由でこの会を開催している、また、私たちが公募市民として呼ばれたのであれば、もう少しいろいろな立場の方がおられてもよかったのではないかと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>委員の皆さまの人数に関してですが、国の子ども・子育て会議のメンバーが20名程度だったかと思います。県の会議のメンバーも10名程度ですので、われわれ市としても、いろいろな方に出席していただいて、その方のお声を聞きたいとは思っていますが、なかなかすべての方をおよびすることが難しいため15名といたしました。来ていただいたメンバーの方々を選定については、先ほど話がありました通り、できるだけこの事業に直接関わる関係者の方に入っていただくのと、公募の方に関しては、現在、子育てをされている方の生の声を聞かせていただくという意味で公募させていただいています。</p>

会 長	当事者の方の意見を反映するという点を重視しているということですね。
委 員	橋本市子ども・子育て会議条例の中の第7条にあるように、私たちが希望し、もし必要であれば、六地学園の方や主婦の方が会議に参加できるよう会長が考えてくださると思いますので、その時、もしご自身が必要だと思われたら意見を言われたらいいと思います。いろいろなことを考慮して15人と決まったと推測するのですが、いかがでしょうか。
事 務 局	おっしゃる通り、橋本市子ども・子育て会議条例第7条に関係者出席等という規定がありますので、会長が会議に必要であると判断されたら、関係者の方をお呼びして意見を聞くことができますので、そういった対応もあると考えています。
会 長	議題に応じて、会議のメンバーについては事務局と相談したいと思います。 ほかにご質問等ございますか。 では、私の方から質問いたします。資料3の6ページ、保育の必要性の認定（支給認定）についてです。保育を必要とする事由について、「国が掲げる基準に基づき、橋本市が基準を定める」とありますが、市の権限が非常に大きくなると思いますが、橋本市が子どもの置かれている状況を考えた時に、国が定める基準と少し異なって独自で考えていることや、地域の実情を踏まえた方向性等がありましたら、教えていただきたいと思っています。
事 務 局	現状の保育に欠ける要件というのも、国で一定の基準は示されていますが、市の実情に合わせたかたちで、市の方で基準を追加するといえますか、こういう要件であったら保育に欠けると認めるという要件が実際あります。そういった部分を踏襲しながら、国の方で基準が示されますので、橋本市の実情を酌みながら基準を設定していきたいと思っていますが、現時点で具体的にどのような項目かというところまでは至っていません。
会 長	ほかに質問はございますか。
委 員	8ページの地域型保育事業について、3歳未満の方が対象になると思いますが、保育の必要量の認定を受けて入ることになるのでしょうか。
事 務 局	全国的にみて、3歳未満のお子さんの待機児童が非常に多くなっています。本来であれば保育所に行くというかたちになるのですが、定員に空きがない場合、

	<p>小規模の施設で対応するというかたちになります。その認定の基準については、まだ国の方でも具体的な基準が出ていませんが、保育園と同じようなかたちになるのかなと思います。先ほど言いましたように、4つの施設に該当する施設が橋本市にはございませんので、橋本市にこの4つの施設のうち、どれが必要かという判断もできていません。こういった施設が必要かどうかについては、のちほどの会議で議題として上がってくるのではないかと考えています。</p>
委員	<p>事業所内保育事業として、市民病院やヤクルト等には保育施設があると思いますが、それは含まれないのでしょうか。</p>
事務局	<p>説明書きの一番下に書いてあるように、従業員の子どもに加え、一定割合の近隣地域の保育を必要とする子どもを保育、ということで、市民病院やヤクルトの保育施設は、その事業所にお勤めの方のお子さんだけを受け入れていますので、そういうところは該当しません。地域の方の子どもを受け入れている場合のみになりますので、市内には基準に該当する施設はありません。</p>
委員	<p>10ページ、地域子ども・子育て支援事業の充実について、利用者支援事業としてどのようなことが新設されるのでしょうか。その地域に住む人に対して、身近な場所で支援する施設をつくるということでしょうか。</p>
事務局	<p>橋本市としては、これに明確に当てはまる事業は実施していません。市の窓口にて、各種制度の説明をして、そちらで調整を行っています。この制度ができたのは、待機児童解消策のためです。例をあげますと、新聞等でも報じられましたが、横浜市が保育コンシェルジュを実施していて、子育てに関しては、その窓口に行けばサービスの内容や施設の利用調整、あるいは相談に応じてくれるといった、窓口の一本化のような体制を取っていますが、それを全国に拡大したいということです。こういった事業を実施する場合は、消費税のアップ分を回すということになると思います。今、横浜市で行っている事業は市の単独事業として実施されていると思いますので、国の支援を受けて、こういった事業を全国展開しようというのが国の考えだと思います。</p>
会長	<p>では、引き続き（2）橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>○議案（2）橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査について</p>

	<p>て説明</p>
<p>会 長</p>	<p>ニーズ調査について、就学前児童用と小学生用について説明いただきました。就学前のニーズ調査について、ご意見、ご質問はありますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>項目がかなり多いような気がしますが、どうでしょうか。見るだけでも疲れてしまったのですが、これ以上、スリム化するのは難しいでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>できるだけスリムにしようと考えています。内容については、項目一覧をご覧いただければ分かると思いますが、青色が必須項目となっています。これは国が全国データを採るための調査ですので、カットすることはできません。今回カットした項目は、子どもの育ちをめぐる環境について、3 ページで8 問あったのですが、任意事項でしたので8 問すべてカットしました。具体的な設問は、「普段、関わっているのはおじいちゃん、おばあちゃんですか、それとも親戚のどなたですか」や、「いつも帰ってきたら、どのような方と遊んでいますか」といった内容です。それらはカットいたしました。実際のところは、本当はもっと具体的な市の事業も盛り込みたいぐらいなのですが、ご容赦いただければと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>このアンケートで、保育の見込み量は分かるのでしょうか。これを見ても、どこからそれが分かるのか見えてきません。これは国が判断してくれるのでしょうか。それとも専門機関に外注して分析してもらうのでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>今回の子ども・子育て支援事業の分析に関しては、サーベイリサーチセンターに委託して分析していただくかたちになります。われわれが直接分析することではありません。ただ、保育の見込み量については、問7～問9に関して、ご両親とも仕事をしていて、平日子どもをみてる人がいないという世帯がどのくらいあるのか。今の保育園の利用状況を勘案して、見込み量を算出すると聞いています。実際に具体的にどうするかというのは、国から方針が示されておらず、今年中には出てくるのではないかと考えています。次世代育成推進計画でも同じような設問があり、その場合、現状の利用パーセントと利用希望を鑑みたくえて、見込み量を出すという計算式になっていました。</p>
<p>委 員</p>	<p>委託するのであれば、専門的にしていただけるのでいいと思いますが、委託料はいくらですか。</p>

事務局	2カ年で400万円程度です。アンケートの印刷、封入、郵送もすべて込みになります。
委員	分かりました。
会長	就学前のニーズ調査について、項目の内容や疑問点、質問などございますか。
委員	<p>就学前児童用のニーズ調査、問12～問14は、問17の3の次に持ってきた方が回答しやすいのではないかと思います。というのは、問17に平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方（問10で1に○を付けた方）にうかがいます、とありますね。そして、その前に子育て支援事業の利用状況が書いてありますので、今までずっと答えていって、次の問題に移ったのかなと思ったら、また問10に戻るってくるのです。そうすると、また考え直さないといけないので、答える方は大変疲れると思います。続けて、問11から問15に飛び、問12から問14は、問17の3の次に入れた方が分かりやすいと思います。一度、検討願います。</p>
事務局	<p>流れですが、先ほど私が説明しました通り、定期的な保育があり、子育て支援、土日の保育があり、次に病気への対応、それから不定期、一時預かりなどの利用という流れになっています。病気の際の対応を平日の教育・保育を利用する方のみという記載をしていることが、平日の保育の利用を尋ねる設問が問9から始まっているため、続きの方が分かりやすいのではないかという話だったと認識したのですが、それでよろしいですか。</p>
委員	はい、そうです。
事務局	<p>順番を入れ替えることは可能です。ここで聞いている内容は、現在、幼稚園、保育園を利用している保護者の方だけが答えることのできる設問ですので、この設問は幼稚園、保育園を利用している方だけという意味合いで、問10で1に○を付けた方、という表現になっています。たしかにこういう表現をすると、問10を再度確認するかたちになります。例えば、平日の教育・保育を利用されている方のみについておうかがいします、という聞き方の方がいいのか、これは問10の後に持ってきた方がいいのか、その辺の判断になろうかと思います。われわれとしては、病気の際についてたずねるのは、平日の教育・保育を利用している方のみということで、このような聞き方になりました。</p>

委 員	<p>病児保育、病後児保育というのは、働いている方たちにとって本当に大事なことでと思います。だから、質問の仕方を変えて流れがうまくいくならかまいませんが、今の冊子の質問では、自分で実際に回答してみたときに、戻らなくてははいけませんでしたが、そのことで疲れましたので意見を言わせていただきました。</p>
事 務 局	<p>事務局としても、実際に回答してみて、全体的にボリュームがあり、疲れるなという印象はございます。今のご意見に関しては、しっかり受け止め、再度検討したいと思います。</p>
委 員	<p>就学前児童用は 2,200 通送付予定ということですが、参考資料を見ると、保育園が 1,275 名、幼稚園が 570 名、合計約 1,850 名程度。そこにどこにも通っておられない方がおられると思いますが、全員を網羅するのか、もしくはだいたい何割ぐらいを網羅した数字なのでしょうか。</p> <p>また、アンケート分析を委託するという話でしたが、委託先がどのような会社なのか、どういう仕事を手がけてきたか知りたいと思います。決して疑っているわけではありませんが、そういう部分も知っておきたいと思います。</p>
会 長	<p>2 点ご質問がありました。まず調査対象について教えてほしいという質問に対してお答え願います。</p>
事 務 局	<p>調査対象についてですが、現状、9 月 19 日付けで 3,044 名が対象となっています。0 歳から 6 歳までに兄弟がいる方はそのうち 1 名を対象とし、全世帯に送付することにした結果、約 2,200 件となりました。</p> <p>サーベイリサーチセンターの大阪事務所についてですが、今日は担当の方が来られています。子ども・子育て支援事業計画の前に次世代育成支援行動計画を平成 20 年から平成 21 年にかけて作成いたしました。当該会社については、次世代育成支援行動計画においても、たくさんの自治体の行動計画を策定した実績のある会社です。子ども・子育て支援事業計画に関しても、近畿でもたくさんの自治体の業務を請け負っているという点と、本市においても高齢者福祉計画や障害者福祉計画の実績があるため、そういった点では安心して委託した次第です。</p>
会 長	<p>そのほか就学前のニーズ調査についてご質問はありますか。</p> <p>続きまして、小学生用のニーズ調査についてのご質問、ご意見はございますか。</p>

委 員	<p>学童保育について、11番から19番まで独自の調査がありますが、質問が多くなった理由と、今後の方向性を教えてください。</p> <p>問16に「子どもが通所をいやがった」という選択肢がありますが、理由はまったく問わずに、子どもがいやがったことだけ分かって、そのあとどのように対応をしようとお考えですか。</p> <p>問15-2、不満に思う点があれば該当するものに○を付けてくださいということですが、指導員の対応についても、内容はまったく問わず、調査だけするというかたちになりますか。</p>
会 長	<p>3点ご質問があったかと思います。一点目、学童保育の項目が多く含まれている意味とその結果をどのように生かしていくのか、方向性について教えてほしいということです。</p>
事 務 局	<p>一点目の、学童保育に関する質問が多くなっている理由についてですが、これは今回の子ども子育て新制度の地域支援事業のなかに、放課後児童クラブが入っているということから、本市においても条例制定をしていく必要があります、条例制定をするにあたり、項目に入れています。今、国では社会保障審議会の基準検討専門委員会のなかで、学童保育所に関して、条例等で定めるべき内容について、どのようなものにするか検討されているようです。条例を定めることになった場合、指導員の資格、実際に配置する人数、立地条件、一人当たりの面積等、さまざまな条件が定められ、本市の学童保育運営自体が立ちゆかなくなる状況が出る可能性もあります。そんな流れがあるため、本市の方向性を探るという意味で、設問項目を増やしました。</p> <p>それから2点目の問16、子どもが通所をいやがったという選択肢について、もしこれに○が付いて返ってきた場合、何らかの対応をするつもりかというご質問だったかと思いますが、これに関しては、特にどのようにするという意図はありません。というのも、本市の学童保育は、現在は、保育に欠けるという条件を加味しておりませんので、保育に欠けていなくても希望する児童は、入所しているのが現状です。そうなると、例えば、保育料の設定いかんによっては、かなりの方が希望されることが考えられます。もし、通所をいやがったというところに○が付いているとしたら、実際に保育に欠けていないけれども、学童保育に通わせていたということが分かることもあると思います。そのあたりの分析をするために、設問として入れているという次第です。</p> <p>問15-2の指導員の対応についての設問がありますが、不満に思う点があればと記載していますが、悪意をもって書いているわけではなく、もしこの項目に○</p>

<p>会 長</p>	<p>が付くことがあれば、われわれとしても、学童保育の指導員の先生に対して、何らかの研修をするなり、統一的な見解を持った指導の方針などを決めていく必要があると考えています。このあたりを確認するために、項目として入れています。</p>
<p>委 員</p>	<p>学童保育の質の向上のために、こういった項目を追加されたという説明でした。</p> <p>学童保育について、独自の質問をたくさん用意されたということで、学童保育所としてはとてもありがたいと思っています。学童保育所って何と思われている方が、特に就学前児童の方には多いと思います。橋本市内に学童保育所が設立されて20年ほどたつところもあり、最近ではかなり周知されているとは思いますが、まだまだ運営自体については知られていないと思います。預けられている保護者が運営しているという点で、保護者運営が非常に厳しい状態になっているということで、指導員も保護者も力を合わせて、これからどうやっていこうかと思案している最中です。こうした質問をしていただいて、ニーズ調査をしていただけるのはすごくありがたいと思っています。</p> <p>それについて質問ですが、ニーズ調査の8ページ、問16、問17で、かつて利用したことがあるということで、運営しているなかで、今、自分たち保護者が一番大変だと思っているのは、保護者運営であるために自分たちで役員を決めているのですが、それが負担になっていることが多いので、利用したことがあって、現在利用していない理由のなかに、役員になるのが負担だったからという理由を入れていただきたいと思っています。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>委員からご意見があった通り、本市においては、各地域における学童保育所の運営は、ガイドラインに基づいて、各地域の保護者会が運営しています。市は、その保護者会に対して運営補助金を出していますが、ルール等は保護者会が設定することになっています。ですから、各地域によって保育料もまちまちですし、実際に保育されている内容も違います。ルールもそれぞれ設定されているのが現状です。そのあたりの状況を私の方でも、各学童保育所を回って実際に目で見て確認していますが、保護者目線といいますか、実際に運営している方々の意見も吸い上げたいと思っています。今、委員がおっしゃった通り、保護者会が大変になっているという選択肢は入れたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいまのご意見を反映して、アンケート用紙が変更されるということですね。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。変更いたします。問16の選択肢の番号が間違っていますので、訂正願</p>

委員	<p>ます。誤字については、会議に諮ることなく事務局の方で訂正させていただきますのでご了承ください。</p> <p>現在、学童保育に通っているお子さんで、発達につまずきのあるお子さんや障がいのあるお子さんをどのように把握しているのかお聞きしたいと思います。今後、学童保育の子育て支援事業計画において、発達につまずきのあるお子さんや障がいのあるお子さんの学童保育をどのように考えているのか教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>発達につまずきのあるお子さんの把握の方法ですが、各学童保育所に現状調査をし、障害児加配という制度があります。これは国の補助金の交付要綱に基づくものですが、加配の対象になるお子さんに関しては、加配の対象の補助金の要望をいただくようなかたちになりますので、その要望をいただいた段階で加配対象になるかどうかを確認し、学校の先生と相談しながらその子どもたちについての把握をしています。さらに専門的な知識を持った発達相談員もいますので、その発達相談員が市内の子どもであれば、小さいころからずっとかかわっている子どもがほとんどです。ですから、その発達相談員を通じて子どもの今までの状況を調査し、対応していくということを考えています。</p>
会長	<p>支援学校の小学部に在籍している児童も調査の対象になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>当然、対象にはなっています。記載の仕方としては、おそらく学童保育所に通っていないと思いますので、利用したことがない、もしくは利用していないという書き方になるかと思います。</p>
会長	<p>放課後等デイサービスという、障がいのある子どもたちの放課後支援として、児童福祉法に定められたサービス事業がありますが、それを利用されている障害のある子どもたちもいると思いますので、その点については、「その他」のところでは把握されるのか、就学前であっても、児童発達支援事業・発達支援センターがありますので、それについての把握は今後として含めるのか、その他として含めるのかということも検討していただければと思います。</p>
事務局	<p>追加項目として入れるかどうかは検討したうえで判断いたします。</p>
会長	<p>検討していただければと思います。</p>

事務局	<p>一点、私の方から質問します。回答者の年齢を基本属性として把握しておいた方がよいと思います。年代でも構いませんので、加筆いただければと思います。</p>
委員	<p>わかりました。回答者の年齢がわかるよう対応いたします。</p>
事務局	<p>問1にきのかわ支援学校が入っていませんので、入れていただきたいと思えます。</p> <p>問1の地域分けについてですが、これは各自治体によってさまざまです。字名まで調査するような自治体もあれば、東西南北とざっくり4つに分けるところもあります。今回はお住まいの小校区ということで、われわれとしては、どの学校に行っているのかを調査しているのではなく、どの地域にお住まいになられているのかということ調査しています。これは口頭でも申し上げました通り、前回の次世代育成での調査と同じ内容、同じレベルで調査した場合、経年での意識変化もつかめるのではないかと思います、このような条件にしています。</p> <p>発達につまずきのあるお子さんへの対応という観点では、入れていくべきかと思いますが、なにぶん設問の量が多いため、必要であれば個別調査を実施することになっていきますので、会議のなかでご意見いただきましたら、個別調査というかたちで対応したいと思います。よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>問15、問16ですが、保護者視点なのか、子ども視点なのか、どちらで回答したらいいのでしょうか。</p> <p>問25の3は、下の1～15から選んで番号を書くのですか。</p>
事務局	<p>問15、問16については、保護者が感じていることとなります。分かりやすいように、表現方法を工夫いたします。</p> <p>問25については、3番の理由を下の1～15から選んで記入していただくこととなります。記入欄を設けます。</p>
委員	<p>問15-2について、指導員の対応に○をした理由を書く欄を設けた方がよいと思えます。</p>
事務局	<p>選択肢1のうしろに理由を書く欄を設けます。</p>
会長	<p>そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。ないようでしたら、今の意見交</p>

	<p>換を踏まえ、このニーズ調査で承認いただけるのであれば、拍手をお願いします。</p> <p>(拍手)</p>
会 長	<p>ご承認いただきましたので、(3) その他について、委員の皆さまから情報提供等ございますか。なければ事務局より申し出がありますので、説明願います。</p>
事 務 局	<p>(3) その他 (スケジュールなど) について説明。</p> <p>第1回目の議事録に関して、委員さまのご署名をいただきましたら、ホームページ等にアップさせていただくことをご了解いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>公表するということでご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
会 長	<p>公表することについて異議はないということです。議事についてすべて終了いたしました。本日はどうもありがとうございました。次回もよろしく願います。</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。これをもちまして、第1回の橋本市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。</p> <p>(終了)</p>